

なら100年会館運用基準

(受付期間の特例)

第1条 なら100年会館条例施行規則(平成10年奈良市規則第47号。以下「規則」という。)

第4条第3項ただし書に規定する指定管理者が特に必要があると認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 市が主催事業を行う場合。
- (2) 館を使用しようとする者(以下「使用者」という。)が市と共催、又は市の後援で事業を行う場合。
- (3) 使用者が指定管理者と共催、又は指定管理者の後援で事業を行う場合。
- (4) 指定管理者が自主事業を行う場合。
- (5) 全国規模又はそれに準じる大会、学会等で準備に相当の期間を必要とする催しを行う場合。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認める場合。

- 2 前項各号のいずれかに該当し、規則第4条第3項に規定する受付期間前に使用承認を受けようとする使用者は、なら100年会館使用承認申請書(規則別記第1号様式)に、受付期間前の使用承認申請であることを明記した書面を添えて指定管理者に提出するものとする。

(連続使用)

第2条 規則第6条第1項ただし書に規定する指定管理者が必要と認める場合とは、前条第1項各号のいずれかに該当する場合をいう。

(使用料の減免)

第3条 なら100年会館条例(平成10年奈良市条例第16号)第8条の規定により使用料を減免する場合及びその減免の率は、次に定めるとおりとする。

- (1) 指定管理者が自主事業を行う場合 100分の100
- (2) 公益上その他特別の理由があると市長が認めた場合 市長が定める率